

第10回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議

最終宣言（骨子）

- 1 本件会議にて批准国は署名国とともに、発効促進のための具体的措置を議論。普遍的かつ効果的に検証可能な条約は核軍縮・不拡散の基礎。CTBT発効の死活的重要性及び緊急性を再確認し、全ての国に最高の政治レベルの問題として考慮するよう求める。
- 2 CTBT発効の緊急性への国連総会からの支持表明を再確認。2010年NPT運用検討会議行動計画、2020年NPT運用検討会議第1回準備委員会等においても同様の支持。2010年NPT運用検討会議の成果文書に表された核兵器使用の非人道的結末に関する深い懸念を想起。
- 3 発効促進会議プロセスの重要性を強調。賢人グループ、ユースグループを含むアウトリーチ活動や、CTBTフレンズ外相会合を含む署名国のそれぞれの活動を歓迎。
- 4 183か国が署名、166か国が批准したことを歓迎。前回（2015年）会議以降2か国（ミャンマー及びスワジランド）が批准。条約の発効要件国の残りの8か国による遅滞無き署名・批准を求める。CTBT準備委員会会合へのオブザーバーとしての参加を奨励。
- 5 全ての国が、核兵器の実験的爆発及びその他の核爆発、新たな核兵器技術の開発及び使用並びにCTBTの趣旨や目的に反する行為を慎むとともに、核兵器の実験的爆発に関する現行のモラトリアムを維持するよう呼びかける。
- 6 北朝鮮による、2006年、2009年、2013年、2016年（1月・9月）及び直近の2017年9月3日の核実験を最も強い言葉で非難。国際不拡散体制を阻害する北朝鮮の核計画に対する深刻な懸念。北朝鮮に対し、更なる核実験を行わず、関連する全ての国連安保理決議等を完全に遵守し、具体的行動をとることを求める。核実験はCTBTの早期発効の喫緊の必要性を示した。北朝鮮による核実験への対処においてCTBT検証体制が効果的に機能したことを評価。
- 7 検証体制構築を含むCTBT準備委員会の全ての任務を完了するため政治的かつ具体的支援を継続。国際監視システム（IMS）の設置の進展（288の認証施設が完成）、国際データセンター（IDC）の十分な機能、現地査察制度能力の開発の進展への評価。
- 8 CTBT検証制度のIMS及びIDCは、津波警報システムや他の災害警報システムを含む、科学的及び民生利用における具体的な有益性を示すもの。
- 9 CTBT早期発効促進と普遍化に向けた具体的かつ実施可能な措置をとる決意を再確認し、次の措置を採択する。
 - ✓ 更なる署名と批准を促すべく、あらゆる利用可能な手段を活用。
 - ✓ 二国間、地域内、多国間のアウトリーチ・イニシアティブを支援・奨励。
 - ✓ 調整国の行動計画に留意しつつ、批准国は引き続き調整国を指名するよう奨励。
 - ✓ 批准国の条約目的促進と早期発効促進を支援する賢人グループの役割を認識。
 - ✓ 核実験反対の国際の日への積極的な参加を奨励。
 - ✓ 条約の啓発促進に向け、様々な地域会合と協力して地域セミナーを開催することを奨励。
 - ✓ 検証体制完成に向け、準備委員会を支援する必要性を再確認。
 - ✓ あらゆる国が検証体制の完成に参加・貢献し、準備委員会がCTBTの有効性を向上させる努力を支持することを奨励 他